令和６年度
予防接種事業説明会

令和６年度からの主な変更点について

出雲市健康増進課

１　５種混合ワクチンの定期接種化について①

現行の４種混合ワクチン（ジフテリア、破傷風、百日せき、不活化ポリオ）にヒブワクチンを加えた５種混合ワクチンの定期接種化が決定されました。

開始日	令和６年４月１日
対象者	生後２月～９０月（７歳半） **４種混合と同様**
接種間隔	初回：２０日以上の間隔をおいて３回接種 追加：初回接種終了後６月以上の間隔をおいて１回接種
接種部位	皮下または筋肉内
ワクチン	ゴービック（田辺三菱製薬）、クイントバック（KMバイオロジクス）
	※令和６年４月１日以降は、５種混合ワクチンを基本とします。 当面の間は４種混合ワクチン及びヒブワクチンも使用できます。

※委託料については、他のワクチンと合わせて別途お知らせします。

１　５種混合ワクチンの定期接種化について②

予診票の対応について

≪イメージ≫

・５種混合の予診票は「さくら」色になります。

・令和６年度中途（７月下旬頃）から配付する予防接種手帳は５種混合の予診票になりますが、作成済みの予防接種手帳は４種混合及びヒブの予診票が綴られています。接種にあたっては、下記のとおりご対応をお願いします。

未配付の予防接種手帳 （市に在庫があるもの）	新しい予診票ができた時点で、予診票の差替え（挟込み）を行います。 （出雲市が対応します。医療機関の対応はありません。）
配付済みの予防接種手帳 （保護者に配付したもの）	医療機関に予診票を設置し、５種混合ワクチンを接種される方で ４種混合ワクチン・ヒブワクチンの予診票をお持ちの方については、 予診票の差替えをお願いします。 差替えた予診票（４種混合・ヒブ）は各機関にて廃棄をお願いします。

１　５種混合ワクチンの定期接種化について③

Ｑ．交互接種（５種混合⇔４種混合＆ヒブ）について

A.原則として同一のワクチンで接種を行います。
（例）４混＆ヒブで接種を開始した場合は、４混＆ヒブで接種を完了させる。
ただし、原則によることができない場合についても接種が実施可能となるよう必要な規定が設けられる予定です。

Ｑ．５種混合に対応していない母子健康手帳への記載について

A.母子健康手帳の趣旨としては、接種記録を把握できるようにしておくことであるため、「４種混合」と「ヒブ」の欄のどちらにも接種日を記入してください。（厚生労働省　Ｑ&Aより一部抜粋）

２　15価小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種化について①

15価小児用肺炎球菌ワクチン（PCV15）の定期接種化が決定されました。

	PCV15（バクニュバンス）	【参考】PCV13（プレベナー）
開始日	令和６年４月１日	（現行）
対象者	生後２月～６０月（５歳）	
接種間隔	初回：２７日以上の期間をおいて３回接種 追加：初回接種終了後６０日以上の間隔をおいて１回接種	
接種部位	皮下または筋肉内	皮下

変更なし

使用するワクチンはPCV15を基本とします。ただし、当面の間はPCV13も使用できます。

【交互接種】PCV13で接種を開始した場合でも、PCV15に切り替えて接種が可能です。

２　15価小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種化について②

予診票の対応について

・新しい予診票は「みどり」色になります。

・現行の青色の予診票は引き続き使用できます。

（１３価と１５価で区別する必要はありません。どちらも使用できます。）

・令和６年度中途（７月下旬頃）から配付する予防接種手帳からは新しい予診票になります。現在配付している予防接種手帳は既存の予診票（青）が綴られています。

・各医療機関には予備分（接種不可者分）を送る予定です。

≪イメージ≫

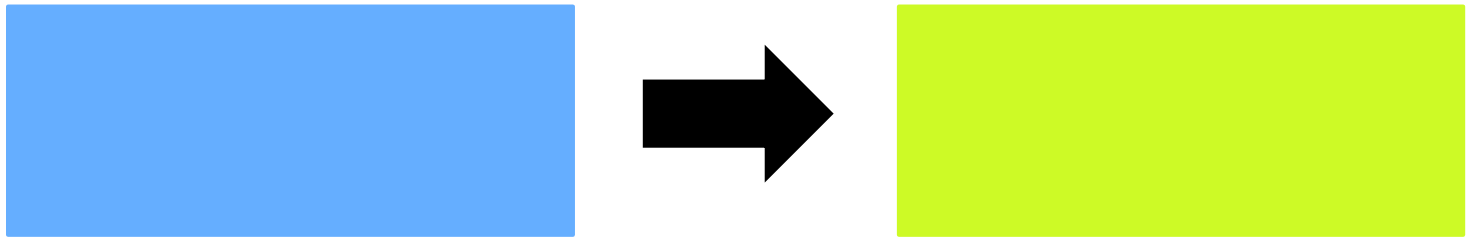

３　高齢者肺炎球菌ワクチンについて①

- 令和５年度をもって、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳を対象とした経過措置は終了します。
- 令和６年度からは「（接種日時点で）65歳の方」が定期接種の対象となります。
- 対象者の変更に伴い、予診票の送付方法を変更します。
- 令和６年度から委託料及び自己負担金の額を変更します。（接種費用の総額に変更はありません。）
- ニューモバックスを接種したことのある方は対象外です。

３　高齢者肺炎球菌ワクチンについて②

変更点	令和６年度	（参考）令和５年度
対象者	①**接種日時点で65歳の者** ②60～64歳の身体障がい者手帳1級相当の者	①年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者 ②60～64歳の身体障がい者手帳1級相当の者
予診票	65歳の誕生月の翌月に発送	年度当初に一括して発送
接種期限	66歳の誕生日の前日	年度末

【ご注意ください】

・接種日時点で「64歳」の方は定期接種（公費助成）の対象外です。
・66歳以上の方は定期接種（公費助成）の対象外です。
・予診票は氏名、生年月日、住所を印字したものを対象者に送ります。

３　高齢者肺炎球菌ワクチンについて③

「委託料」及び「自己負担金」の額を下記のとおり改定します。
（接種費用の総額に変更はありません。）

変更点	令和６年度	（参考）令和５年度まで
接種費用	８，１００円（変更なし）	
委託料	**５，１００円**	３，１００円
自己負担金	**３，０００円**	５，０００円

※接種対象者のうち、生活保護世帯の方は免除申請書の提出により自己負担金を免除します。

HPVワクチンの接種について①

積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方を対象とした
キャッチアップ接種は令和７年３月３１日で終了します。

- 全３回の接種に約６か月かかります。公費で接種を完了させるためには、遅くとも**令和６年９月末までに１回目の接種**をする必要がありますのでご注意ください。

令和７年３月３１日に接種期限を迎える対象者

【キャッチアップ接種】
平成９年４月２日～平成２０年４月１日生まれの女子

【定期接種】
平成２０年４月２日～平成２１年４月１日生まれの女子
（高校１年生相当）

HPVワクチンの接種について②

ＨＰＶワクチンの接種間隔にご注意ください！

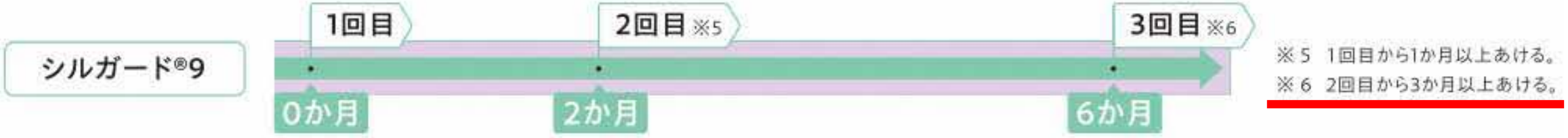

※ いずれも、1年以内に接種を終えることが望ましいとされています。
※ シルガード®9は、15歳未満はスケジュールが異なります。

- ９価ワクチンの「３回目」は、**「２回目から３か月以上」**の間隔をあける必要があります。（４価ワクチンも同様です。）
- １回目の接種から６か月経過していても、２回目から３か月以上の間隔が取られていない場合は、間違い接種の扱いとなりますのでご注意ください。

令和６年度は、キャッチアップ接種の終了に伴う駆け込み接種も想定されます。
接種間隔については改めてご確認いただきますようお願いします。

HPVワクチンの接種について③

HPVワクチンの接種期限について

・令和７年３月３１日が接種期限となるのは、**キャッチアップ接種の対象者（高校２年生～令和６年度中に２７歳になる人）と高校１年生**です。
・中学３年生以下の方については、「高校１年生（相当）になる年度の年度末」が接種期限です。詳しくは、令和６年度の対象者一覧表【資料１２】をご確認ください。

出雲市に住民票のない方の接種にご注意ください！

・出雲市に住民票のない方（主に大学生）が接種を希望される場合もあります。出雲市の予診票は出雲市に住民票のある方しか使えません。**予診票には「住民票の住所」を記入**いただき、市外の方については**各自治体の予診票**を持参するようご案内ください。
【島根県内の方】島根県定期予防接種広域化事業により各自治体へ委託料を請求してください。
【島根県外の方】住民票のある自治体に必要な手続を問い合わせするようご案内ください。

風しんの追加的対策について

成人男性を対象とした風しんの追加的対策（抗体検査及び予防接種）は、令和６年度をもって終了します。

対象者	昭和３７年４月２日～昭和５４年４月１日生まれの男性 （令和６年度中に４５歳～６２歳になる方）
クーポン券	抗体検査を未受検の方に、クーポン券を再発行します。 （令和６年４月頃を予定）

クーポン券の有効期限は令和７年３月末です。

※抗体検査の予約を受ける際は、予防接種も含めて
３月末までに実施できるよう日程にご注意ください。

健康診断、人間ドック、特定健診に併せた抗体検査も可能となっています。
各種健診を受ける方へもご案内いただきますようお願いします。

風しん予防接種費用助成事業の開始について

妊娠中の女性への風しん感染による先天性風しん症候群の発生予防に資することを目的として、令和６年度から予防接種費用の助成事業を開始します。

開始時期	令和６年４月１日～　（令和６年４月１日以降の接種が対象となります。）
対象者	①妊娠を希望する女性（妊娠中の方を除く。） ②妊娠を希望する女性の配偶者または同居者 ③妊娠中の女性の配偶者または同居者 いずれも、抗体価の低い方が対象
助成額	①麻しん風しん混合（ＭＲ）ワクチン　5,000円 ②風しん単独ワクチン　3,000円 ※接種日時点で生活保護受給の場合は、接種費用の全額を助成
助成方法	被接種者が出雲市に必要書類（領収書等）を添付し助成費用を申請する。

※制度の詳細については、年度当初に別途お知らせします。

※昭和３７年度～昭和５３年度生まれの男性を対象とした追加的対策（抗体検査・予防接種）とは別の事業です。

予防接種事業に関する注意事項（変更点ではありません。）

【予防接種（A類）】

母子健康手帳を忘れた方への接種はしないでください。

⇒接種記録の漏れによる間違い接種が発生しています。

（接種回数、接種間隔の誤り等）

【委託料の請求】

以下の場合は、事前に出雲市健康増進課（21-6829）へご連絡ください。

〇請求期限（毎月20日）に請求が間に合わない。

〇予診票が後から出てきた。（請求が漏れていた。）

⇒連絡がない場合、請求書類の差替え等が発生するケースがあります。